

令和3年

第36回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和3年2月26日(金)

伊勢原市農業委員会

第36回伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年2月26日（金） 午前9時15分～
- 2 開催場所 伊勢原市役所2階 2C会議室
- 3 委員在任定数 10名
 - 1 大木 克美
 - 2 越地 進
 - 3 杉本 和彦
 - 4 横山 正博
 - 5 岸田 文雄
 - 6 廣木 孝幸
 - 7 木村 勇
 - 8 萩原 隆雄
 - 9 鈴木 雅之
 - 10 黒田 義夫
- 4 出席委員数 9名
- 5 欠席委員数 1名（10番 黒田 義夫）
- 6 署名委員 廣木 孝幸
木村 勇
- 7 議長 鈴木 雅之（会長職務代理者）
- 8 事務局等職員出席者
伊藤 陽一（事務局長）
青木 優
松本 拓也
岸 好夫
- 9 傍聴者 0名
- 10 審議内容 （開会 午前9時15分）

[事務局長] 只今より第36回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。
本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はございません。欠席の委員は、10番・黒田義夫委員1名で、定足数に達しておりますので、第36回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は会長が欠席されておりますので、会長職務代理者の鈴木雅之委員に議長を務めていただきます。議長、宜しく申し上げます。

[議長] それでは、只今から、第36回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、6番・廣木 孝幸委員と7番・木村 勇委員の両名をお願いをいたします。
それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告8件、議案6件の計14件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

[事務局] 農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が7件ありました。この届出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。

はじめに、報告第1号の1です。相続日は、平成31年3月30日、市内白根にお住まいの方が、池端字五反地7筆、白根字谷戸2筆、下谷字筒川3筆、合計12筆、面積5,492平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和3年1月19日です。

次に報告第1号の2です。相続日は、令和2年8月6日、市内日向にお住まいの方が、日向字上荒田の農地2筆、面積676平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和3年1月21日です。

次に報告第1号の3です。相続日は、令和2年8月6日、市内日向にお住まいの方が、日向字上堤の農地1筆、同字上荒田の農地6筆、同字久保田の農地2筆、合計9筆、面積8,726.07平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和3年1月21日です。

次に報告第1号の4です。相続日は、令和元年12月10日、市内日向にお住まいの方が、日向字久保田の農地2筆、面積18,64平方メートルを相続により取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和3年2月8日です。

次に報告第1号の5です。相続日は、令和元年12月10日、横浜市にお住まいの方が、日向字上堤の農地1筆、同字西新田原の農地8筆、合計9筆、面積5,312平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和3年2月8日です。

次に報告第1号の6です。相続日は、令和2年12月19日、市内高森1丁目にお住まいの方が、高森1丁目の農地4筆、面積992平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年2月10日です。

次に報告第1号の7です。相続日は、平成30年11月8日、市内岡崎にお住まいの方が、上谷字島合の農地1筆、小稲葉字沖野原の農地1筆、面積1,353平方メートルを相続により所有権を取得しました。本件は、権利を取得した農地の第三者への斡旋を希望しています。届出日は、令和2年2月4日です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が7件あったということですが、何かご質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料にあります4件の届出、4筆、1、180平方メートルについて報告させていただきます。

まず、報告第2号の1の伊勢原地区内、板戸字片町の1筆、125平方メートルの土地に係る届出について、御説明いたします。届出のありました土地は、既にアパートが建築されており、届出関係書類によりますと、昭和33年に建築されたとのことです。当職で国土地理院が保有する情報を参照したところ、昭和53年時点で既に農地以外のものとされているであろうことが伺えます。事実関係に大きな疑いがなく、当該地において集合住宅として転用することについては農地法上の支障がないと考えられること、また、市街化すべき土地に位置するものであることから、追認するものとし、届出を受理しました。

次に、報告第2号の2、伊勢原地区内、板戸字片町の1筆、105平方メートルの土地に係る届出について、御説明いたします。届出のありました土地は、既にアパートが建築されており、届出関係書類によりますと、昭和50年に建築されたとのことです。当職で国土地理院が保有する情報を参照したところ、昭和53年時点で既に農地以外のものとされているであろうことが伺えます。事実関係に大きな疑いがなく、当該地において集合住宅として転用することについては農地法上の支障がないと考えられること、また、市街化すべき土地に位置するものであることから、追認するものとし、届出を受理しました。

次に、報告第2号の3、伊勢原地区内、岡崎字御岳の1筆、589平方メートルの土地に係る届出について、御説明いたします。届出のありましたこれら土地は、令和3年1月25日付けで神奈川県知事から都市計画法第29条に基づく開発行為の許可を受けた宅地造成事業の区域の中にあり、造成協力地を含めた3区画の宅地造成が行われるものです。この都市計画法の許可により、本件事業の実現性が担保されるものと判断できることから、届出を受理しました。

次に、報告第2号の4、成瀬地区内、高森三丁目1筆、361平方メートルの土地に係る届出について、御説明いたします。届出のありました土地は、届出書類に抛りますと大正12年に建築された農業用倉庫を今後は物置として利活用を図るため、届出があったものです。倉庫としての利活用を図ることに、特段の支障はないものと考えられることから、受理としました。なお、農機具については、自宅敷地内に新たな倉庫が設けられており、営農には支障がないと考えております。

これら4件の届出については、不動産登記法第37条の規定に基づき、地目の変更の登記申請を適切に行うよう、指導・助言しています。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が4件あったということですが、何かご質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。お手元資料にあります高部屋地区内の1件の届出、上粕屋字舟久保の1筆、248平方メートルについて報告させていただきます。

本件届出は、4 tトラック5台分の砂利敷き駐車場とすることを目的とするものです。届出内容に不備等は見られないことから受理としました。なお、届出のありました土地は、令和3年1月8日付けで市街化区域に編入されております。また、不動産登記法第37条の規定に基づき、地目の変更の登記申請を適切に行うよう指導・助言しています。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で所有権移転を伴う農地転用の届出が1件あったということですが、何かご質問がございましたらお願いいたします。

[A 委員] この地域は土地区画整理事業が始まっていますが、このような転用を認めた場合には、新たに補償の問題が生じると思いますが、新産業拠点整備課には話が伝わっているのでしょうか。

[事務局] この件は、あくまでも農地法上、届出を受理したのですが、新産業拠点整備課へ情報提供しております。

[議 長] 他にございますか。無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第4号、農地の転用事実に関する照会書に対する回答についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 登記地目が農地である土地について、転用許可書や非農地証明書の添付がなく農地以外の地目への地目変更登記申請が登記所に行われたときは、登記官から農業委員会に対し、その土地の現況や転用許可等の有無、原状回復命令の発出予定を照会することとされています。国からの技術的助言である「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの取扱いについて」において、農業委員会は、転用に関する許可等の事実の有無を確認し、更にこの事実がない場合には、原状回復命令を発出する予定の有無を確認するとともに、農地であるか非農地であるかを2週間以内に登記官に回答することとされています。

まず、報告第4号の1、成瀬地区内、高森字谷入の1筆、859平方メートルの令和3年1月20日付けでありました照会について御報告いたします。図面番号は1番です。あわせて公図、資料をご覧ください。この土地は、市街化区域内の土地であり、転用届出等の経過がなく、周辺土地と一体でアスファルト敷きの駐車場に転用されています。このため、神奈川県知事に原状回復命令を発出する予定の有無について照会したところ、その予定がないとの回答があったことから、登記官へは専決処分にて、非農地であり、転用許可等の経過がなく、また、原状回復命令を発出する予定がない旨を回答いたしましたことを報告します。

なお、当職で国土地理院が保有する情報を参照したところ、昭和58年時点では農地として利用されているものの、昭和63年時点で既に農地以外のものとされているであろうことが伺えます。

報告第4号の2、横浜地方法務局厚木支局から、本年2月1日付けで農地転用の事実に関する照会がありました。図面番号は2番です。あわせて、公図、資料をご覧ください。照会対象地は、小稲葉字四之樋の1筆、面積337平方メートルです。

この土地の経過としては、平成8年に資材置場兼倉庫を建てる目的で転用申請がりましたが、申請地には昭和30年頃から既に倉庫等が存在し、県では農地法第2条第1項に規定する農地には該当しない、いわゆる非農地として、平成9年に1月10日付けで現在の非農地証明にあたる却下指令書を通知しております。県からは、既に処分済みであり、照会の必要はないとの回答を受けております。また、現地を確認しましたが、現状も農地

性はなく、専決処分にて「非農地」として2月15日に法務局へ回答したことを報告します。なお照会地については、本市の農地台帳には登録されておられません。

[議長] 事務局の説明が終わりました。この件について、何かご質問がございましたらお願いいたします。

[B委員] 登記が農地でも現況が農地でなければ、農地台帳に記載されていないから、このような手続きが必要ということでしょうか。

[事務局] そのとおりです。

[議長] 他にございますか。無いようですので、次に移ります。報告第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。伊勢原地区で1件、成瀬地区で2件、大田地区で3件の申請がありました。

報告第5号の1、申請人は池端にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和3年1月15日、対象農地の明細は11ページから12ページです。池端字下中澤に27筆、同字宮下に2筆、合計29筆、面積は9,970平方メートルです。1月15日に事務局で現地調査を行い、対象農地は、水稻の稲刈り跡と普通野菜の収穫跡を確認しております。1月19日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第5号の2、申請人は石田にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和3年1月21日、対象農地の明細は、13ページから14ページです。日向字西新田原に4筆、同字洗水に1筆、同字原田に1筆、同字久保田に1筆、同字上藤野に2筆、同字上北原に4筆、合計13筆、面積は9,008平方メートルです。1月26日に事務局で現地調査を行い、対象農地は、水稻の稲刈り跡と普通野菜の収穫跡を確認しています。1月26日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第5号の3、申請人は高森2丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和3年2月9日、対象農地の明細は15ページです。高森1丁目に3筆、合計面積は882平方メートルです。2月12日に事務局で現地調査を行い、対象農地はネギ・大根などが作付けされ、良好に管理されていることを確認し、2月16日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第5号の4、申請人は下平間にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和3年2月1日、対象農地の明細は16ページです。下平間字丸山に3筆、同字谷原に2筆、同字東下に2筆、同字谷和原下に3筆、合計10筆、面積は7,132平方メートルです。2月9日に事務局で現地調査を行い、対象農地は白菜・ネギ・大根などが作付けされ、良好に管理されていることを確認し、2月16日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第5号の5、申請人は沼目7丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和3年1月22日、対象農地の明細は17ページから18ページです。小稲葉字宮ノ前に3筆、同字丘毛に7筆、同字下河内に2筆、同字行合に3筆、同字下野原に

2筆、合計17筆、面積は7,789平方メートルです。1月26日に事務局で現地調査を行い、対象農地は水稻やデントコーンの刈り込み後を確認し、2月27日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第5号の6、申請人は下谷にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和3年1月28日、対象農地の明細は19ページです。下谷字前河内に3筆、同字中西に1筆、面積は3,866平方メートルです。1月29日に事務局で現地調査を行い、対象農地は水稻の作付け後を確認し、2月4日付けで先決処分で証明書を発行しました。

[議長] 事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが6件あったということでございます。何かご質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、次に移ります。報告第6号、農地造成工事届出書についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 今回、成瀬地区で1件の届出がありました。図面番号は3番です。あわせて公図及び計画平面図等をご覧ください。届出地は、下糟屋字下砂田の農地1筆、造成面積は847平方メートル、盛土量は805立方メートルです。届出人は厚木市の方で、施工者は厚木市内の建設土木事業者です。施工内容は、敷地境から50センチメートル後退し、最大盛り土高は95センチメートルで、周囲は29度の法面で施工します。使用する土は、綾瀬市内の建設発生土置場から耕作に適した土を使用します。届出日は令和2年2月9日、工期は、令和3年3月10日から令和3年6月5日までです。なお、盛り土した後は、野菜を作付けする予定です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。この件について、何かご質問がございましたらお願いいたします。

[B委員] 図面の申請地前面の道路境界が決まっていないようですが、周辺への影響など問題はありませんか。

[事務局] 申請地西側の市道の境界は未確定ですが、境界査定は行われていますが、同意が得られていないということです。道路管理者とは協議をしており、現況の境界線と思われる位置から50センチメートル逃げをとって計画しています。また、隣接地の地権者からは同意をもらいます。

[B委員] 境界が決まっていなければ後で問題が生じる可能性があるのですが、申請人・施工者と十分に協議して問題のないように進めてください。

[議長] 他にございませんか。他に無いようでしたら、次に移ります。報告第7号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出書についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 電気通信事業者が行う送電用工作物や携帯電話基地局の設置に伴う農地転用は、農地法

第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用は不要ですが、県との事前協議が必要です。今回、伊勢原地区に1件、成瀬地区で1件の届出がありました。

報告第7号の1、図面番号は4番、あわせて公図・資料をご覧ください。届出人は東京都内の電気通信事業者です。転用の場所は東大竹字矢羽根の畑1筆、面積1,593平方メートルの一部2.25平方メートルに携帯電話無線基地局を設置するものです。工期は、令和3年3月22日から6月30日の約3カ月間、届出日は2月8日です。既に事業計画書は県に提出し、事前協議は完了しています。

報告第7号の2、図面番号5番をご覧ください。届出人は東京都内の電気通信事業者です。転用の目的は東富岡字竹林の畑1筆、面積170平方メートルの一部、2.25平方メートルに携帯電話基地局を設置するものです。工期は、令和3年3月22日から6月30日までの約3カ月間で、届出は2月8日です。既に、事業計画書は県に提出し、事前協議は完了しています。

[議長] 事務局の説明が終わりました。この件について、何かご質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、次に移ります。報告第8号、農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。お手元資料にあります大田地区内、沼目七丁目の1件、1筆、694平方メートルに係る通知について報告させていただきます。本件通知は、土地の売却のため、合意解約に至ったものです。

[議長] 事務局の説明が終わりました。この件について、何かご質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、議案に入ります。議案第1号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 生産緑地の所有者は、生産緑地法第10条では、告示の日から30年を経過したとき、又は、主たる事業者が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障に至ったときは、市長に対し書面で当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができることとされており、その場合、この証明の添付が必要となります。「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」とは、亡くなられた方または一定の故障の生じた方が、農業の主たる従事者であること、または一定割合以上、従事している方であることを証明するために、農業委員会で発行する証明書です。

議案第1号の1、本件は、令和2年8月12日に土地所有で主たる従事者の死亡により、生前に耕作していた生産緑地に指定された農地の買取り申し出を行うものです。出願者は

成瀬地区の方で相続人になります。生産緑地の場所は、図面番号6番になります。農業の主たる従事者は、出願者の父にあたります。対象の生産緑地は、下落合字堤下の畑3筆、面積は1,672平方メートルです。本件については、申請地の一部に車庫、カーポートが設置されていたため、是正指導を行いました。2月17日に地区担当農業委員と事務局で現地調査を行い、是正指導に従い、すべて撤去され、農地に復元されていることを確認いたしました。今後、生産緑地の農地に対し、違反転用等がないよう生産緑地主管課と連携して対応してまいります。

次に議案第1号の2、本件は、令和2年12月19日に土地所有で主たる従事者の死亡により、生前に耕作していた生産緑地に指定された農地の買取り申し出を行うものです。出願者は成瀬地区の方で相続人になります。生産緑地の場所は、図面番号7番になります。農業の主たる従事者は、出願者の父にあたります。対象の生産緑地は、高森1丁目の畑4筆、面積は992平方メートルです。2月16日に地区担当農業委員と事務局で現地調査を行い、対象農地が良好に管理されていることを確認いたしました。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたら、お願いいたします。

[地区担当委員] 事務局の説明のとおりですが、私の知る限りでは10年程前から生産緑地に倉庫やカーポートなどが建てられていましたが、事務局の指導で撤去されましたので問題はないと思います。

[議長] 議案第1号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたら、お願いいたします。

[地区担当委員] 2月16日に事務局の担当者と委員3名で現地を調査しましたが、特に問題はなく、耕作されていました。

[議長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[B委員] 議案の提案理由が変更されているが、この証明の主たる農業者とは、亡くなった方か、それとも相続人の方ですか。

[事務局] この証明では、亡くなった方を証明しています。

[B委員] この証明に基づいて、今後は生産緑地を指定した市長部局で買取りの手続きが進むということで、そのために農業委員会の証明が添付書類になっているということですか。

[事務局] そのとおりです。

[C委員] 都市政策課で生産緑地を認定しますが、その後は現地確認をせず、農業委員会に任せてしまうのですか。所管課でしっかり管理すべきだと思う。

[事務局] 都市政策課と調整を図ってまいります。

[議長] 他に、ございませんか。無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案

第1号の1について、「原案のとおり承認とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり承認とする」ことといたします。

[議 長] 次に、議案第1号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の2について、「原案のとおり承認とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり承認とする」ことといたします。

[議 長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、比々多地区で1件、大田地区で2件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は8番です。あわせて公図をご覧ください。申請地は、三ノ宮字下尾崎の農地2筆、合計面積は783平方メートルのみかん畑です。規模拡大のため、有償にて所有権を移転します。譲渡人は三ノ宮の方で、譲受人も三ノ宮の方です。譲受人世帯の経営農地面積は、13,479平方メートルなので、下限面積の特段の面積の30アールを超えていますので、農地取得に支障はありません。2月16日に事務局と地区担当農業委員合同で現地調査を行いました。今回取得する農地には、みかんが栽培され、そのまま引き続き、みかんの栽培をすることです。この農地は、作業通路がなく、申請者の畑を通らないと作業できない土地で、隣接者同士で農地の集約化の話がまとまり、今回の申請に至りました。所有している農地については、水田には水稻の準備で耕耘がされ、みかん畑には、収穫跡とこれから収穫する甘夏の有袋栽培が行われていました。普通畑には、らっきょう・里芋などが作付けされ、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に議案第2号の2、図面番号は9番です。あわせて公図、添付資料をご覧ください。

申請地は沼目7丁目の農地1筆、面積694平方メートルの田です。譲渡人は市内上粕屋にお住いの方で、譲受人は市内池端にお住まいの方です。今回、経営規模拡大のため申請します。譲受人の経営農地面積は、21,941平方メートルで、下限面積の特段の面積の30アールを超えていますので農地取得に支障はありません。

2月12日に事務局と地区農業委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は既に稲刈りが終了した田や畑では、キャベツ、白菜、ブロッコリー等の露地野菜が作付けされ

ており、適正に管理されておりました。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に議案第2号の3、図面番号は10番です。あわせて公図、添付資料をご覧ください。申請地は小稲葉字玉川の農地2筆、面積は634平方メートルです。譲渡人は市内小稲葉にお住いの方で、譲受人も小稲葉にお住いの方です。今回経営規模拡大のため申請がありました。譲受人世帯の経営農地面積は、11,166平方メートルで、下限面積の特段の面積の30アールに達しており、農地取得に支障はありません。2月12日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は既に稲刈りが終了した田や畑では大根、タマネギ等が作付けされており適正に管理されておりました。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 事務局の説明のとおりで、2月16日に現地の確認をしました。父親は84歳ですが、現在も農業従事者として健在です。ご子息が申請人ですが、若いながら農業経営者として規模拡大を目指しており、今後、この地域の主たる農業者となりうる人物としても期待できますので、ご審議をよろしくお願いします。

[議 長] 議案第2号の2、議案第2号の3につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたら、お願いいたします。

[地区担当委員] 議案第2号の2ですが、2月12日に事務局と、2月22日に委員4名で確認しましたが、特に問題はないと思われまます。

[地区担当委員] 続きまして、議案第2号の3の小稲葉地区の議案ですが、譲渡人は同じ小稲葉にお住まいの方で、2年前に申請地の南側に息子が住宅を建てられましたが、その前面の畑を購入されるということです。現在も申請人と息子で農業経営をされており、特段問題はないと思います。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の1について、「原案のとおり承認とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり承認とする」ことといたします。

[議 長] 次に、議案第2号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

[C 委員] 備考欄に成年後見人が記載されていますけど、所有権移転する場合には裁判所の許可が

必要になりますが、許可書は添付されていきましたか。

[事務局] 登記簿は添付されていますが、裁判所の許可は確認できていませんでしたので、至急、確認して書類が提出されましたら許可をすることにします。

[B委員] それを確認できなければ、この件は審議することができないと思います。

[議長] 他にございませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。議案第2号の2については、継続審議とします。事務局は、裁判所の許可書等、添付書類を再確認してください。

[議長] 次に、議案第2号の3について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の3について、「原案のとおり承認とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の3については、「原案のとおり承認とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。

お手元資料にあります5件、10筆、9,712平方メートルの利用権の設定に関する意向の申出について御審議をお願いします。

まず、議案第3号の1、比々多地区、串橋字佃の4筆、1,969平方メートルの使用貸借による権利の設定に関する申出について御説明申し上げます。田として利用するもので、権利の設定期間は、5年と2カ月です。受け手は、30アール以上の耕作を行う本市の認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えます。

次に、議案第3号の2、比々多地区、串橋字佃の1筆、984平方メートルの使用貸借による権利の設定に関する申出について、御説明申し上げます。田として利用するもので、権利の設定期間は、10年と2カ月です。受け手は、30アール以上の耕作を行う本市の認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えます。

次に、議案第3号の3、大田地区、下谷字前河内の1筆、1,069平方メートルの使用貸借による権利の設定に関する申出について御説明申し上げます。田として利用するもので、権利の設定期間は、1年と2カ月です。受け手は、30アール以上の耕作を行う農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えます。

次に、議案第3号の4、大田地区、小稲葉字長橋等の計3筆、2,634平方メートル

の使用貸借による権利の設定に関する申出について御説明申し上げます。田として利用するもので、権利の設定期間は、1年と2カ月です。受け手は、30アール以上の耕作を行う農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えます。

次に、議案第3号の5、大田地区、小稲葉字谷堺の1筆、3,056平方メートルの使用貸借による権利の設定に関する申出について御説明申し上げます。田として利用するもので、権利の設定期間は、1年と2カ月です。受け手は、30アール以上の耕作を行う農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致すると考えます。

[議 長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。
議案第3号について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号の1、第3号の2につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当しますので、横山委員は退出してください。それでは、議案第3号の1及び第3号の2について、「原案のとおり承認とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の1及び第3号の2については、「原案のとおり承認とする」ことといたします。事務局は、横山委員を入出させてください。

続いて、議案第3号の3から第3号の5までについて、「原案のとおり承認とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の3、第3号の4、第3号の5については、「原案のとおり承認とする」ことといたします。

[議 長] 議案第4号、特定農地貸付けの変更承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第4号の1、図面番号は11番です。あわせて公図、添付資料をご覧ください。
特定農地貸付けとは、農地についての賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づいて農業委員会の承認を得る必要があります。また、特定農地とは、市民農園の用途に供する農地のことをいい、市民農園を開設しようとする者は、適正な農地利用を確保する方法等を定めた貸付協定書により市町村長と協定を結び、農業委員会へ市民農園開設の承認申請を行い、その承認後、市民農園が開設されることとなります。

本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定により、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の承認を受けた特定農地貸付けについて、第2項各号に規定する事項が変更されるため、農業委員会の承認を受ける必要があります。この特定農地貸付けに係る農地は、「ファームパーク上平間」の市民農園です。

「ファームパーク上平間」は、平成20年に農業委員会の承認を得て開設し、現在に至っております。添付資料の図面をご覧ください。今回、ファームパーク上平間の北側に農

園用地を追加開設により、農園の用に供する土地の面積の変更について、農業委員会の承認を得るものです。追加開設する土地の所在地は既存農園に隣接する農地で上平間字稲荷山の2筆です。現況地目はいずれも畑、面積は2筆合わせて1,120平方メートルになります。添付資料特定貸付規程の別表のとおり現在6筆を賃貸しており農園の用に供する土地の面積は2,048平方メートルです。今回追加開設する農地の面積を含めると、農園の面積は2,048平方メートルから3,168㎡に面積が変更されます。

追加開設による変更箇所につきましては、添付資料の概略図をご覧ください。20の貸付区画を開設し、1区画は約22平方メートル、全体で約855平方メートルとなります。

また、農園北側には送電線の鉄塔があり、東側には雑木等が繁茂し日陰になるため区画がされていません。その部分は堆肥や農業用資材を置く場所として使用します。なお、変更後も、現在開設されている貸付区画や資材置場等の機能には支障はありません。本件については、申請人が行なう市民農園の追加開設によるもので、今回の変更承認にあたっては、政令で定める承認の基準を準用し、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地から見て、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであることなど一定の要件を満たすことを地区担当農業委員と現地調査のうえ確認しております。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第4号について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 2月12日に事務局と、2月22日に委員4名で確認しました。2月22日に確認したときには、4名の方が家庭菜園で作業をしており、特に問題はないと思われま

[議 長] 事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので審議に入ります。議案第4号について、何かご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第4号について、「原案のとおり承認とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めま

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第4号については、「原案のとおり承認とする」といたします。

[議 長] 議案第5号については、事務局が取り下げましたので、次に移ります。議案第6号、伊勢原市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選定についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 伊勢原市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選定について御説明申し上げます。
伊勢原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第3条の規定では、農地利用最適化推進委員の定数は12人と規定されております。

また、農業委員会等に関する法律第19条第1項では、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱しようとするときは、農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対して候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集をしなければならないと規定されてございます。

平成29年9月に市議会定例会の議案審議で答弁されておりますとおり、推進委員の定

数につきましては、政令で定められている基準、農地面積100ヘクタールあたりに1人で換算いたしますと、本市は13名でございますが、各推進委員が担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消など、地域での活動に重点を置いていただきますことから、担当区域の農地面積や荒廃農地の状況等、地域の実情を考慮しまして、定数を12名と規定したところでございます。

これまでの経過でございますが、事務局では、昨年11月2日から12月4日までの間、市内5つの地域について、次期委員候補者の推薦・募集を行いました。

その結果、定数12名に対して、農業者3名の個人推薦を受けた方が1名、関係団体から推薦された方が11名、自薦による応募者が3名、計14名の推薦又は応募がございましたが、このうち、成瀬地区生産組合から推薦された1名につきましては、体調不良を理由に本年1月13日に辞退する旨の連絡を受けたところでございます。

委員候補者が条例に規定する定数を超えましたことから、伊勢原市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者に関する評価委員会設置及び運営要綱第2条の規定に基づきまして、本年1月26日に伊勢原市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を書面にて開催しましたところ、令和3年2月8日付けで、評価委員会委員長から伊勢原市農業委員会会長宛てに本議案書に記載いたしました12名の方を農地利用最適化推進委員候補者として適任と認めた旨の報告を受けましたことから、本日、農業委員会の承認を求めたく提案をさせていただいたものでございます。

なお、次期委員の任期につきましては、令和3年度第1回農業委員会総会を予定しております令和3年4月2日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議長] 議案第6号について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

[B委員] 1名辞退をされた方がいる関係で、地区外の方が担当になっている所がありますが、事前に話をしているのですか。

[事務局] 議案資料に記載されている12名の方とは、何ら接触をしておりません。本日、承認をいただきましたら、委嘱式の御案内をする予定ですが、その前にも事務連絡等で面談する機会があれば、地区外を受け持つ方には説明をしていきたいと考えています。

[B委員] ここで審議するのは農地利用最適化推進委員の件ですが、農業委員の方は、法改正された際、なるべく女性や青年を登用するよう努めることとされたが、残念ながら候補者の中には一人もいなかった。どのように対応してきたのかをお聞きしたい。

[事務局] 農業委員の関係については、本日の午後に市議会で審議される予定になっています。今回の推薦・募集にあたっては、広報以外に全地区の農業者団体の会議、湘南農業協同組合の理事会、支店長会議に出席させていただいて、候補者推薦の依頼を行ってまいりました。その説明の中では、認定農業者が過半を占める必要があることから、できるだけ認定農業者を推薦していただきたい、また、女性や若手の方を積極的に登用していきたいと伝えてきましたが、実際には、各地区2名を推薦することで精一杯であったようで、このような形になっております。幸い、成瀬地区で1名、50歳代の方が候補者となっておりますので、若干の若返りが期待できます。

[議長] 他に、ございませんか。無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第6号について、「原案のとおり承認とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第6号については、「原案のとおり承認とする」ことといたします。

[議 長] 以上を持ちまして、第36回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

[事務局] 次回の総会は、3月26日、金曜日、会場につきましては、市役所2階の2C会議室でございます。よろしくお願いいたします。

【 11時20分 終了 】

令和3年2月26日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____